

市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定について

1 こども誰でも通園制度について

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設された。

同制度は令和7年度に「乳児等通園支援事業」として認可事業化され、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として給付制度化し、全自治体において実施となる。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定に係る意見聴取について

(1) 策定の経緯

「乳児等のための支援給付」の創設に伴い、国の基本指針が改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、

- ①乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項が追加された。

これを受け、区は計画を変更するか、代替措置として代用計画を策定することが必要となつた。

(2) 区の対応

①は子ども・子育て支援事業計画を包含する台東区次世代育成支援計画（第3期）において既に定めている。

②について、代用計画を策定するため、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定により意見を聴取する。

【代用計画案】

- 区内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後のニーズも含めた満3歳以上の適切な教育・保育提供体制を維持するほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報共有が図れるよう支援する。
- 区内の教育・保育施設で実施している未就園児対象の催しにより利用を体験する機会を提供するほか、満3歳以上も利用可能な施設を適切に案内していくことで、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

3 区における実施概要（予定）

- (1) 事業開始時期 令和8年4月
(2) 対象児童 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの児童
(3) 利用可能時間 児童一人あたり月10時間
(4) 実施方式 余裕活用型（保育所等の空き定員を活用した受け入れ）
(5) 利用方式 定期利用もしくは柔軟利用または両方の組み合わせ
（各施設において選択）
(6) 実施施設 区内の民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち実施を希望した以下の施設

①認可保育所 7施設

東上野乳児保育園（公設民営）	アスクリゅうほく保育園
共生保育園	スタークリッズ保育園
康保会乳児保育所	ソラスト竜泉保育園
アスクくらまえ保育園	

②認定こども園 2施設

はぐはぐキッズこども園東上野	忍岡こども園
----------------	--------

③地域型保育事業 6施設

ウィズブック保育園入谷	KAYOこども室
はぐはぐキッズ浅草橋アネックス	つぼみ保育室
ふたみ家庭保育室	家庭的保育室ふわふわ

4 今後の予定

- 令和8年 1月14日 次世代育成支援地域協議会（認可意見聴取）
3月 代用計画策定
事業所認可
4月 事業実施